

富士宮市朝霧霊園貸付案内書

- 墓地の所在地 静岡県富士宮市上井出2734番地3
- 1区画面積 3.96㎡ (間口1.8m×奥行き2.2m)
- 使用料 1区画 500,000円 (一括払込み)
- 管理料 1区画 年額5,500円 (内消費税等500円を含む)
- 使用の制限 墓所は、焼骨の埋蔵の目的以外に使用することができません。
- 使用料 墓所の使用許可を受けた後30日以内に、所定の使用料を一括納付していただきます。
- 管理料 墓地の維持及び管理のために必要な経費として、毎年度所定の管理料を納付していただきます。
- 管理料の減免
 - ・使用者が次のいずれかに該当するときは、管理料の全部又は一部を減免することができます。
 - (1)生活保護法の規定による保護を受けているとき。
 - (2)その他市長が特別な理由があると認めたとき。
- 使用料及び管理料の不還付
 - ・既納の使用料及び管理料は還付いたしません。ただし、使用者が使用許可を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付します。このとき未納の管理料があるときは還付金をこれに充当します。
- 使用権の承継
 - ・使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭祀を主宰することになった方は、当該使用者の墓所の使用権を承継することができます。使用権を承継しようとする方は、申請により市長の承認を受けなければなりません。
- 墓所の返還
 - ・墓所が不用となった方はその旨を届出て、速やかに当該墓所を返還していただきます。
- 使用許可の取消し
 - ・次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。
 - (1)使用者が死亡した日から5年を経過しても使用権を承継する者がいないとき。
 - (2)使用者が3年間管理料を納付しないとき。

(3)使用者が法令又は富士宮市営墓地条例若しくはその規則に違反したとき。

○ 原状回復の義務

- ・墓所を返還するとき、又は使用許可を取り消されたときは、当該墓所を原状に回復していただきます。
- ・原状に回復されない場合は市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収いたします。

○ 碑石等の設置等

- ・碑石等の設置費用は、使用者の負担となります。
- ・墓所に碑石等を設置し、又は改修しようとするときは、あらかじめ届け出ていただきます。
- ・墓所に碑石等を設置する場合は、次の設置基準に従っていただきます。

設置基準

項 目	内 容
設置できる碑石等の種類及び数	碑石、墓誌、香炉及び水鉢は各1基、塔婆立ては2基以内、花立ては一对とすること。
碑石の設置場所	納骨施設の上部とすること。
碑石の寸法	高さは地盤面から1.61メートル以内、幅及び奥行きはそれぞれ0.91メートル以内とすること。
そ の 他	1 盛土をしないこと。 2 コンクリート等で舗装しないこと。 3 囲いを設置しないこと。 4 樹木等を植えないこと。 5 敷石及び砂利は換えないこと。 6 縁石上に碑石等を設置しないこと。 7 カロートは改修しないこと。

○ 納骨の立会

- ・納骨をされる方は、事前に霊園管理事務所（0544-54-1856）に連絡してください。

○ 使用者の資格

- ・墓所の使用者は引き続き1年以上富士宮市に居住し、住民登録されている方で1世帯につき1区画です。申請時に使用者の住民票謄本を一部ご提出願います。

問い合わせ先

富士宮市役所 環境企画課 環境衛生係
電話0544-22-1136（直通）